

西之表市監査委員公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を、別紙のとおり公表する。

令和4年 1 月 20 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 鮫島 市憲

令和3年度指定管理者監査結果報告書

1 実施日時及び監査対象

- (1) 実施日時 令和4年1月17日(月) 10:00~15:00
- (2) 監査対象 西之表市老人福祉センター管理運営業務
安納活性化センターの管理運営業務
あっぱ〜らんの管理運営業務
- (3) 所管課 福祉事務所
農林水産課
建設課

2 実施場所

監査委員室及び現地

3 監査の範囲

- ・西之表市老人福祉センター管理運営業務に関する執行状況等について
- ・安納活性化センター管理運営業務に関する執行状況等について
- ・あっぱ〜らんど管理運営業務に関する執行状況等について

4 監査の方法

・監査の対象となる公の施設の管理運営業務について提出された資料を審査し、所管課の説明を求め、監査を実施した。また、各施設における貸与備品についても監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ①施設管理業務の実施状況
 - ②施設の利用状況
 - ③安全確保への配慮
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

6 監査の結果

監査の結果、当該施設の管理運営業務については、概ね適正に執行されていると認められたが、貸与備品の管理について、一部に指摘すべき事項が見受けられたので、次に示す

こととする。

- ・あっぱ〜らんの貸与備品「スモーキングスタンド」、「ゴーカート」、「サイクルボート（2人乗）等について、備品台帳の数量と差異があったので、早急を確認し、適切な対応を行うこと。